

騒音規制法

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

振動規制法

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

船橋市環境保全条例

第66条 工場等（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 騒音の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

第78条 工場等（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 振動の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項